



法人おおた

2025年9月 <第81号>

一般社団法人 太田法人会
 常陸太田市中城町3210
 常陸太田市商工会館別館
 TEL 0294-73-0267
 FAX 0294-73-0679
 発行人 小祝 亨
 編集 広報委員 長俊
 印刷所/大富印刷株式会社



主 な 内 容

表紙	1
着任の挨拶・太田税務署幹部異動	2
第13回定期総会	3
新役員名簿	4
令和6年度貸借対照表	
令和7年度事業計画・収支予算書	5
令和6年度正味財産増減計画書	6
青年部会・女性部会総会	7
地区会たより・法人会会員募集	8
税務署からのお知らせ	9~11
県税事務所からのお知らせ	12
読み物	13
新会員ご紹介・新会員PRコーナー	14
7つの間違い探し・福利厚生事業広告 ..	15
福利厚生事業広告	16

久慈川は八溝山の山麓を源とし、鮎釣りのメ
 ッカとして名を馳せています。毎年6月1日午
 前5時には待ちに待った鮎釣りが解禁となり、
 今日この日を心待ちにしていた多くの釣り人
 たちが、早朝から久慈川の川辺に詰めかけまし
 た。水がきれいなことから良い苔ができ、それ
 を食べて成長する鮎は味も姿も日本一といわれ
 ています。

今年の久慈川の鮎は、遡上量も多く、体長7
 10センチを超える良型も確認されています。

(写真提供…太子地区会)

味も姿も
日本一と言われる絶品鮎!



着任の挨拶



太田税務署長

石川 尚明

この度の定期人事異動により、太田税務署長として着任しました石川でございます。

一般社団法人太田法人会の会員の皆様には、税務行政に対しまして、日頃から深いご理解と多大なご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組まれ、申告納税制度の維持、発展と税務行政の円滑な運営にとつて、欠くことのできない大きな役割を果たされております。

また、小中学生を対象とした「租税教室」への講師派遣及び、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の開催などの租税教育活動にも積極的に取り組んでいただいております。

こうした貴法人会の活動は、税知識の普及、納税意識の高揚

だけでなく、地域企業と地域社会の健全な発展に大きく寄与されており、重ねて、心から深く敬意を表する次第です。

さて、国税当局では、税務行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）として、納税者の利便性の向上、課税・徴収事務の効率化、事業者のデジタル化の促進に取り組んでおります。

貴法人会におかれましては、令和7年度事業計画の事業活動に、施策等の普及推進を目的とする事業として、添付書類を含めたe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及推進、キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組の推進、インボイス制度の更なる普及推進と事業者の登録申請に係る支援などが盛り込まれております。

国税当局といたしましても、大変心強く感じており、皆様とともに、納税者の利便性の向上のため、あらゆる税務手続が税務署に行くことなくできる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

このような中、国税当局では、課税・徴収事務の効率化を図るため、複数の税務署の内部事務を業務センターにおいて集中処理する「内部事務センター化」を実施しております。

太田税務署につきましても、令和7年7月からセンター化の対象署となっており、一部事務を、業務センターつくば分室において実施しております。

業務センターつくば分室から納税者の皆様に対し、電話や文書によるお問い合わせをさせていただくことがありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

貴法人会におかれましては、従来から国税当局と良好な関係を築いていただいております、私どもといたしましては皆様に税務行政の良き理解者として、誠心強く感じております。

今後、連絡・協調関係を推進し、時代に即した申告納税制度の更なる発展に取り組んでまいりますので、今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、一般社団法人太田法人会の益々のご発展と、皆様のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心から祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

太田税務署幹部

(七月十日付 定期異動)

署長

石川 尚明

(前任地) 関東信越国税局

調査査察部

査察総括第二課 課長

総務課長

笠 松 潤 一

(前任地) 浦和税務署

徴収第一部門 統括官

管理運営部門

統括官

小山 善 浩

(前任地) 潮来税務署

管理運営第二部門 統括官

徴収部門

統括官

早 坂

啓

(前任地) 佐久税務署

徴収部門 統括官

個人課税第一部門 統括官

佐々木 浩 志 (留任)

個人課税第二部門 統括官

小田 倉 要

(前任地) 那覇税務署

個人課税第四部門 統括官

個人課税第三部門 統括官

奥 田 ひろみ

(前任地) 日立税務署

個人課税第三部門 統括官

資産課税部門

統括官

竹 野 正 之 (留任)

法人課税第一部門 統括官

徳 藏 寿 男

(前任地) 大宮税務署

法人課税第三部門 統括官

法人課税第二部門 統括官

井 上 宗 士 (留任)

法人課税第一部門 (法人会担当)

安 田 圭 亮 (留任)

第13回 (通期第41回) 定時総会開催

法人会全国大会茨城大会の成功に向けて、更なる会員増強を！

第13回定時総会が本年6月19日午後2時から常陸太田市市民交流センター多目的ホール(常陸太田市)において開催されました。

表彰状贈呈式の後、成井前副会長(太田地区会副会長)が開会を宣言し、小祝会長は「今年度は、来年度実施される法人会全国大会茨城大会の成功に向けて、役職員一同全力を傾注していきたい」と力強い挨拶を述べた後、ご来賓を紹介し、会長が議長となり、審議が開始されました。

なお、ご来賓には小暮政雄前太田税務署長、後藤直子茨城県税務事務所長、藤田謙二常陸太田市市長、西野一茨城県議会議長をはじめ、各関係団体の皆様をお迎えし、出席者は、委任状出席と合わせて991名で、会員数の過半数となり、有効に成立いたしました。

また、任期満了に伴う役員改選において、小祝会長が再任されました。(新役員名簿は3ページに掲載)

議案は次の通りです。※本会ホームページにも掲載しております。

〔審議事項〕

第1号議案

令和6年度事業報告承認に関する件

第2号議案



審議の前にあいさつする小祝会長



全法連会長表彰の加藤木理事

令和6年度収支決算報告承認に関する件

第3号議案

運用資金借入限度額承認に関する件

第4号議案

任期満了に伴う役員改選(案)の承認に関する件

〔報告事項〕

第5号議案

令和7年度事業計画に関する件

第6号議案

令和7年度収支予算に関する件



県法連会長表彰の大野前常任理事



県法連会長表彰の田中副会長

以上全議案原案通り可決成立し、ご来賓から祝辞をいただいた後、小林前副会長(前大宮地区会長)が閉会を宣し終了しました。

なお、総会の先立ち開催した役員功労者等表彰式の表彰者は次の方々です。

表彰状贈呈者名

(敬称略)

(公財) 全国法人会総連合会長表彰

単位会役員功労者

(株) 三友製作所

加藤木克也(本会理事)

(二社) 茨城県法人会連合会長表彰

単位会役員功労者
新光電機(株)

田中 弘(本会副会長)
(株) オスグ

大野 進(前本会常任理事)

(一社) 太田法人会会長表彰

大型保障制度推進優秀賞

大同生命保険(株) 水戸支社

佐藤 茂子(推進員)

太田税務署長感謝状贈呈

成井小太郎・小林 満・

高野 潔(前副会長)

〔記念講演会〕

演題「法人会の皆様にコソッと話す

太田税務署の現状と課題」

講師 前太田税務署長

小暮 政雄氏

総会終了後、前太田税務署長の記念講演会を開催いたしました。

内容は、太田税務署の歴史と現状及び小暮前署長から見た課題を、大変分かりやすく、丁寧な講演をしていただきました。



講演する小暮政雄前太田税務署長

新役員名簿

令和7・8年度（順不同、敬称略）

役職名	役員氏名	法人名	役職名	役員氏名	法人名
会長	小祝 亨	(株)八丈建設	理事	井坂 公俊	常陸化工(株)
副会長	野内 忠勝	野内商事(株)	〃	清水 正建	(株)清水石材工業
〃	佐川 正夫	(株)アサイン	〃	菊池 雅人	(株)きくち
〃	鶴田 哲男	(株)鶴田組	〃	海野 泰司	(株)長寿荘
〃	瀧 正秀	(株)瀧住建	〃	黒澤 昭広	(株)シード
〃	小野 洋伸	関東技研(株)	〃	橋本 英明	(株)春日ホテル
〃	田中 弘	新光電機(株)	〃	高田 広	(株)高田屋材木店
常任理事	成井小太郎	成井工業(株)	〃	藤咲 英史	(有)大藤興産
〃	大谷 昌吉	(株)かわねや	〃	尾澤 賢一	常陸設備工業(株)
〃	根本 敬久	(株)根本工務所	〃	黒澤 雅門	クロサワ本舗(有)
〃	小室 博俊	大富印刷(株)	〃	増子 孝洋	(株)増子石油店
〃	手塚 忠延	(有)手塚セメント製品工業所	〃	飯田 正博	(有)飯田屋商店
〃	川嶋 広行	(株)NEXT・カワシマ	〃	鈴木 仁	(有)鈴木木材店
〃	藤田 富夫	(株)オセヤ	〃	橋本 芳章	(株)テクノサービスハシモト
〃	西野 俊郎	(有)安物産	〃	佐藤 高雅	文化シャッター日立販売(株)
〃	川崎 通夫	(有)川崎加工	〃	舛井 和久	(株)マルマス
〃	奥山 正紀	(株)玄宝屋	〃	石井 隆之	(株)家久長本店
〃	小寺 康生	(株)あまや	〃	大森 勝夫	大森(有)
〃	飛田 和也	飛竜造園(株)	〃	袴田 伸助	(株)袴田工務店
〃	富永 典夫	(株)茨城トータルシステム	〃	石川 浩嗣	湊屋商事(株)
〃	大久保良弘	(株)若葉工務店	〃	西野真理子	(株)ニシノ清塗工
〃	田澤 佳治	(株)田沢製作所			
〃	菊池 勝雄	(株)ネクスト			
〃	橋本 重郎	橋本機工金物(株)	監事	益子 慎哉	(株)益子米穀
〃	内藤 直人	NAIS(株)	〃	野木 滋	(株)有路工務店
〃	木村 政久	富士精工(株)	〃	船橋 洋紀	(株)サウンドフナバシ
〃	栗田 晋一	(株)クリタ			
理事	多賀野弘泰	伊勢又米穀製粉(株)	顧問	西野 一	(株)ニシノ清塗工
〃	加藤木克也	(株)三友製作所			

令和7年度 事業計画書	
主な事業活動	
一 税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業	
ア	(1) 税知識の普及を目的とする事業
イ	決算期別説明会
ウ	改正税法説明会
エ	新設法人説明会
オ	年末調整説明会
カ	青年・女性部経営者税務研修会
ク	(2) 税の相談環境を整備する事業
コ	ア 税に関する相談会
サ	(3) 納税意識の高揚、税知識の普及及び税の学習環境を整備する事業
シ	ア 租税教室の実施
ス	イ 第15回税に関する絵はがきコンクール
セ	ウ 一般市民へ租税教育冊子の配布
ソ	エ 機関紙及びホームページ等による税の広報事業
タ	(4) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
チ	ア 税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出
ツ	イ 税制改正の提言に関するアンケート調査事業
テ	ウ 全国青年の集いへの参加
ト	エ 全国女性フォーラムへの参加
ナ	オ 法人会全国大会（高知大会）への参加
ニ	(5) 施策等の普及推進を目的とする事業
ノ	ア 添付書類も含めたe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及推進
ハ	イ キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組の推進
ヒ	ウ インボイス制度の普及推進と
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	
ソ	
タ	
チ	
ツ	
テ	
ト	
ナ	
ニ	
ノ	
ハ	
ヒ	
フ	
ヘ	
ホ	
ヘ	
コ	
サ	
シ	
ス	
セ	

令和6年度 正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				支払負担金	785,818	1,352,644	△566,826
1. 経常増減の部				支払手数料	12,148	13,766	△1,618
(1) 経常収益				雑費	37,171	73,980	△36,809
基本財産運用益	111	99	12	管理費	8,984,227	9,226,017	△241,790
基本財産受取利息	111	99	12	給与手当	2,824,627	2,892,094	△67,467
特定資産運用益	86	86	0	退職給付費用	97,457	97,457	0
特定資産受取利息	86	86	0	福利厚生費	498,246	441,762	56,484
受取会費	13,454,450	13,794,500	△340,050	旅費交通費	339,093	367,133	△28,040
正会員受取会費	13,057,450	13,379,500	△322,050	通信運搬費	637,373	670,434	△33,061
賛助会員受取会費	70,000	70,000	0	減価償却費	9,137	9,968	△831
部会受取会費	327,000	345,000	△18,000	消耗什器備品費	2,487	9,579	△7,092
事業収益	1,560,494	2,106,392	△545,898	消耗品費	305,312	337,625	△32,313
広報事業収益	120,000	120,000	0	印刷製本費	486,101	561,757	△75,656
福利厚生事業収益	270,844	401,512	△130,668	燃料費	9,529	7,497	2,032
事務受託料収益	60,000	60,000	0	賃借料	159,505	159,505	0
会員親睦事業収益	1,109,650	1,524,880	△415,230	会場費	175,915	296,608	△120,693
受取補助金等	10,520,476	12,399,735	△1,879,259	保険料	18,736	16,843	1,893
受取全法連助成金	10,520,476	12,399,735	△1,879,259	租税公課	537	29	508
雑収益	443,295	349,207	94,088	会議費	1,399,370	1,415,331	△15,961
受取利息	9,895	198	9,697	事務委託費	678,600	678,600	0
雑収入	433,400	349,009	84,391	委託費	34,220	31,570	2,650
経常収益計	25,978,912	28,650,019	△2,671,107	リース料	189,914	186,077	3,837
(2) 経常費用				支払負担金	451,682	435,196	16,486
事業費	19,308,902	19,363,361	△54,459	支払手数料	212,231	205,451	6,780
給与手当	6,915,469	7,080,644	△165,175	渉外慶弔費	262,500	180,000	82,500
退職給付費用	238,603	238,603	0	雑費	191,655	225,501	△33,846
福利厚生費	1,219,846	1,081,557	138,289	経常費用計	28,293,129	28,589,378	△296,249
旅費交通費	1,914,173	996,105	918,068	評価損益等調整前当期経常増減額	△2,314,217	60,641	△2,374,858
通信運搬費	1,528,845	1,157,050	371,795	評価損益等計	0	0	0
減価償却費	22,372	24,407	△2,035	当期経常増減額	△2,314,217	60,641	△2,374,858
消耗什器備品費	6,089	23,454	△17,365				
消耗品費	1,014,884	1,052,292	△37,408	2. 経常外増減の部			
印刷製本費	847,984	1,081,349	△233,365	(1) 経常外収益			
燃料費	23,333	18,355	4,978	経常外収益計	0	0	0
賃借料	390,515	390,515	0				
会場費	447,889	243,006	204,883	(2) 経常外費用			
保険料	45,874	41,237	4,637	経常外費用計	0	0	0
諸謝金	514,681	295,000	219,681	当期経常外増減額	0	0	0
租税公課	72,000	72,000	0	当期一般正味財産増減額	△2,314,217	60,641	△2,374,858
会議費	821,744	1,037,116	△215,372	一般正味財産期首残高	25,352,645	25,292,004	60,641
表彰費	7,920	1,320	6,600	一般正味財産期末残高	23,038,428	25,352,645	△2,314,217
事務委託費	1,661,400	1,661,400	0				
委託費	315,180	971,993	△656,813	II 指定正味財産増減の部			
リース料	464,964	455,568	9,396	当期指定正味財産増減額	0	0	0
				指定正味財産期首残高	0	0	0
				指定正味財産期末残高	0	0	0
				III 正味財産期末残高	23,038,428	25,352,645	△2,314,217

第三十七回 青年部会通常総会開催

石川浩嗣部会長が再任、 新役員に7名選出！

本年6月9日午後2時より常陸太田市商工会館大会議室において通常総会を実施し、ご来賓には前太田税務署法人課税第一部門統括国税調査官鶴間收氏・総括上席国税調査官安田圭亮氏及び大同生命水戸支社長代理営業課長和田保文氏をお迎えし開催いたしました。

小泉副部会長が開会を宣し、石川部会長の挨拶の後、議事は部会長が議長になり、令和6年度事業報告・決算報告及び令和7年度事業計画・予算が審議され、全議案原案通り決定されました。また、任期満了に伴う役員改選が行われ、石川部会長が再任されました。

本年は、卒業生が13人もおり、会員も年々減少していることから、新部会

員の加入促進が重要な課題になりました。また、石川部会長は、「本年は部会員が多数卒業され、大きく減少いたしますが、一致団結して、一人でも多くの部会員を獲得し、切磋琢磨



第37回通常総会石川部会長のあいさつ



御前山小学校での白土部会員による
租税教室

磨いて部会活動に邁進して参りました」と抱負を述べ、ご来賓の挨拶の後、佐藤副部会長が開会を宣し終了しました。

租税教室を実施

太田法人会青年部会では、次代を担う児童・生徒の皆さんに、税金がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくために、毎年小・中学校を訪問して「租税教室」を実施しております。本年度は小学校5校と中学校1校を予定しており、すでに小学校4校は終了しました。聴講した児童たちは、DVDや講師の解りやすく熱心な講義を真剣に聞き入り、税金の大切さをあらためて認識していました。

第三十八回 女性部会通常総会開催

地域に密接した社会貢献活動 の更なる発展を！

本年6月2日午後1時30分より、通常総会を常陸太田市商工会館において開催いたしました。

ご来賓には、前太田税務署長小暮政雄氏・前副署長小林一之氏・前法人課税第一部門統括国税調査官鶴間收氏・総括上席国税調査官安田圭亮氏及び大同生命水戸支社第一営業課長和田保文氏をお迎え、宮本副部会長が開会を宣し、西野眞理子部会長が挨拶の後議長になり議案を審議し、全議案原案通り決定いたしました。

議案は次の通りです。
第1号、第2号議案 令和6年度事業報告・収支決算承認の件
第3号、第4号議案 令和7年度事業



第38回通常総会 西野部会長のあいさつ



お掃除のポイントを丁寧に説明する
響城先生

計画・収支予算承認の件
第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件

なお、西野眞理子部会長が再任され、ご来賓の挨拶の後成井副部会長が開会を宣し終了しました。

記念講演

テーマ「運氣アップなステキ掃除学」
「プロが教えるキレイの習慣、始めましょう」

講師 お掃除・片付けコンサルタント
Office Wiebing

代表 響城 れい 氏

子育てしながらハウスクリーニングのプロとして20年で2000件以上を施した経験から、シニア世代のお掃除のポイントを伝授していただき、また

独自の手法で女性社員のマンパワーチェックを行い、経営者のマネージメントをサポートしてきた実績をお話しいたくなど、女性の経営者として大変参考になる講演でした。

地区会だより

ひたちなか地区会

6月16日(月)、第5回定時総会をホテルクリスタルパレスにて開催し、384名(本人出席30名、委任状354名)が出席しました。総会の議案審議では、全議案とも全会一致で可決承認され、令和8年度の全国大会茨城大会に向け会員拡大に取り組んで参ります。また、総会終了後は、太田税務署小林副署長による「税務行政におけるDXに関する施策」(税務行政の将来像の実現に向けて)というテーマで基調講演が盛大に行われました。

(ひたちなか地区会…担当 萩谷)



総会であいさつする
佐川ひたちなか地区会会長

太田地区会

献血で社会貢献



太田地区会の献血会場

太田地区会では、6月24日(火)かわねやフェスタ店駐車場にて献血を実施しました。地域社会貢献事業の一環として、常陸太田市商工会青年部と共催で実施しました。当日は、太田法人会の会員をはじめ、一般の方々にもお越しいただき、申込者51名のうち46名の方から採血いただきました。

献血は身近にできる社会貢献活動のひとつでもあります。今後さらにもこの支援の輪が広がっていくように継続して実施して参ります。

(太田地区会…担当 中嶋)

大宮地区会

大宮地区会では、6月6日(金)に常陸大宮市長 鈴木定幸氏を講師として、「常陸大宮市のまちづくりについて」をテーマに「社長研修会」を開催しました。

市長は、本市の最重要課題として「人口減少・少子化の進行」を取り上げ、今年度取り組む施策として掲げた4本の柱について、説明をいただきました。また、商工会と連携した創業者支援と、企業の経営安定化・課題解決に向けた支援策について話され、参加者は、熱心に耳を傾けていました。

(大宮地区会…担当 桑名)



鈴木常陸大宮市長が
熱心に講義する社長研修会

会員紹介

1

株式会社 Advantage
Flight Base ドローンスクール

この度、入会させていただきました(株) Advantage (アドバンテージ) 代表の宮田千賀子と申します。

2018年にドローンを始め、長らくドローンスクールにて指導を行ってまいりましたが、この度、独立致しました。

弊社では「Flight Base ドローンスクール」を運営し、ドローン国家資格取得を目指す講座をはじめ、空撮や農薬散布、農薬散布講習、FPVドローンレース、プログラミング教室の他、防災訓練を自治体と連携して実施しております。

ドローンから見える美しい景色と、新しい事業を通じて地域密着型のサービスを提供し、より豊かな地域社会の構築を目指してまいります。

何卒ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



代表取締役 宮田 千賀子
株式会社 Advantage
電話 090-4975-2241
メール goldchiko.100@gmail.com

申告・相談は

国税庁LINE公式アカウント

が便利です！

確定申告書の作成や税に関する手続・疑問解決に役立つ情報に
あなたのスマホから簡単にアクセスできます！

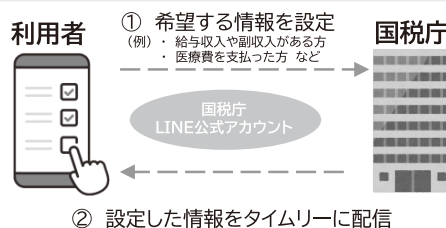
国税庁HP(確定申告書等作成コーナー)からスマホで送信！
マイナポータル連携で確定申告がもっと簡単！

金額等を入力し、自動計算で申告書を作成！
データで送信するので紙が不要に！

マイナポータル連携を利用すると
さらに便利です！
(詳しくは裏面をご確認ください)



あなたのニーズに合わせて情報配信！



受信設定 から希望する情報を設定！

納税は
キャッシュレス納付が便利！



二次元コードを
スマホで読み取り！

まずは
「友だち追加」から！

えいっ！追加！



国税庁
LINE公式アカウント

LINEのID検索からも
友だち追加できます！

@kokuzei

確定申告会場へ来場する場合に必要な入場整理券も
国税庁LINE公式アカウントからオンライン取得できます！

メインメニュー トピック 利用者別情報 受信設定



※メニュー構成は予告なく変更になる場合があります。

「よくある税の質問」(タックスアンサー)を確認！



税務署でよくある質問に対する
一般的な回答を調べることができます！

不明点は「チャットボット」に相談！

あなたが知りたい情報を
チャットボット(ふたば)が
チャット形式でお答えします！



解決しないときは「電話で相談」！



国税に関する一般的なご相談について、
「電話相談センター」にて国税局の職員がお答えします！

【受付時間:8時30分～17時00分(土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)】

※ 申告書の提出状況や還付金の処理状況等の個別的な照会には対応しておりません。
※ 通話料金は、ご利用者の方のご負担となります。

さらに便利に！ 電子納税証明書(PDF)が スマホで請求&受取できる！

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Tax(SP版)を使って、請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください！

メリット ①

いつでもどこでも！

スマホで 完結！

タブレットでも！



メリット ②

手数料が お得！

1税目1年度あたり370円

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット ③

期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能！

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の
マイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。
詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

企業立地等のための県税の特別措置（課税免除及び不均一課税）

根拠 条例	茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和34年茨城県条例第26号）		茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）	茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例（平成15年条例第12号）																																																					
種 類	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）に基づく不均一課税	地域再生法（平成17年法律第24号）及び上記条例に基づく課税免除及び不均一課税	上記条例に基づく課税免除																																																					
対 象 税 目	・事業税（法人・個人） ・不動産取得税 ・県が課する固定資産税〔注〕 〔注〕市町村が課する固定資産税の軽減措置については、取得した固定資産の所在する市町村へお問合せください。	・事業税（法人・個人） ・不動産取得税 ・県が課する固定資産税〔注〕 〔注〕同左	・事業税（法人・個人） ・不動産取得税	・不動産取得税																																																					
対 象 地 域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域内の産業振興促進区域 常陸太田市（旧水府村、旧里美村）、潮来市（旧牛堀町）、常陸大宮市（旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村）、稲敷市、かすみがうら市（旧霞ヶ浦町）、桜川市、行方市、城里町（旧桂村、旧七会村）、大子町、河内町、利根町 ＜卒業市町村地域＞ 常陸太田市（旧金砂郷町）	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく原子力発電施設等立地地域 ＜10市町村の地域＞ 水戸市（旧内原町を除く）、日立市（旧十王町を除く）、常陸太田市（旧水府村及び旧里美村を除く）、ひたちなか市、茨城町、大洗町、東海村、那珂市、常陸大宮市（旧大宮町）、鉾田市（旧旭村、旧鉾田町）	県内全域	県内全域																																																					
対 象 事 業	過疎地域のうち市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内及び事業（①～⑤） ①製造業、②農林水産物等販売業、③旅館業、④情報サービス業等、⑤個人が行う畜産業又は水産業（個人事業税の課税免除に限る。）	①製造業、②道路貨物運送業、③倉庫業、④こん包業、⑤卸売業	本社機能を有する事務所又は研究所若しくは研修所であって重要な役割を担う業務施設を整備する事業〔注〕 〔注〕実施する事業について、事前に知事の事業計画認定が必要です。認定申請の手続等については、県計画推進課（☎029-301-2072）へお問合せください。	①製造業、②情報通信業、③運輸業、④卸売業、⑤過疎地域で行う電気・ガス・熱供給業、⑥情報通信技術利用業（コールセンター）、⑦学術・開発研究機関、⑧旅館業、⑨植物工場、⑩認定中心市街地又は第二種大規模小売店舗立地法特例区域若しくは過疎地域における大規模小売店舗で行う事業、⑪過疎地域で行う農林水産物等販売業 等																																																					
増 加 従 業 者 数 の 要 件	無し	・製造業：無し ・製造業以外：15人超	増加見込数5人（中小企業者等は1人）以上	5人以上 ○雇用保険法の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）に限る。 ○公共的団体が造成した工業団地、県有地又は過疎地域等の場合は、5人未満でも適用対象となる（従業者数の増加を要しない）。																																																					
設 備 等 取 得 の 要 件 等	(1)製造業、旅館業 事業の用に供する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の特別償却を受ける設備で、（取得又は制作若しくは増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む）取得価額の合計額が500万円以上（資本金の額等が5,000万円超1億円以下は1,000万円以上、資本金の額等が1億円超は2,000万円以上とする）また、資本の額等が5,000万円超の法人が行うものは、新増設に限る。） (2)農林水産物等販売業、情報サービス業等 事業の用に供する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の特別償却を受ける設備で、500万円以上 (3)個人が行う畜産業又は水産業 事業を行った日数の合計が当該年の延べ労働日数の1/3を超え、1/2以下であるもの	事業の用に供する設備等で、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの	次の①及び②の要件を満たすもの ①令和8年（2026年）3月31日までに、知事の事業計画認定を受け、その認定後3年以内に当該事業の用に供する施設等を新増設すること。 ②事業の用に供する施設等で、取得価額の合計額が3,800万円（中小企業者等は1,900万円）以上であること。	無し																																																					
特 別 措 置 の 内 容	＜事業税＞ ・事務所等の新増設等に係る増加従業者数の割合に応じて3年間の課税免除 ・畜産業又は水産業に係る個人事業税は5年間の課税免除 ＜不動産取得税＞ 事務所等の新増設に係る家屋及びその敷地である土地（家屋の敷地面積部分）の取得に対する課税免除 ＜県が課する固定資産税＞ 事務所等の新増設に係る償却資産に対する3年間の課税免除	下表のとおり税率を軽減 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">免除率</th></tr><tr><th>1年次</th><th>2年次</th><th>3年次</th></tr><tr><td>事業税</td><td>1/2</td><td>1/4</td><td>1/8</td></tr><tr><td>不動産取得税</td><td>9/10</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>県が課する固定資産税</td><td>9/10</td><td>3/4</td><td>2/4</td></tr></table>		免除率			1年次	2年次	3年次	事業税	1/2	1/4	1/8	不動産取得税	9/10	－	－	県が課する固定資産税	9/10	3/4	2/4	下表のとおり税率を軽減 ○地域再生法認定事業者 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">免除率</th></tr><tr><th>1年次</th><th>2年次</th><th>3年次</th></tr><tr><td>事業税</td><td>1/2</td><td>1/2</td><td>1/2</td></tr><tr><td>不動産取得税</td><td>移転型 10/10</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td></td><td>拡充型 9/10</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> ○条例認定事業者 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">免除率</th></tr><tr><th>1年次</th><th>2年次</th><th>3年次</th></tr><tr><td>事業税</td><td>1/4</td><td>1/4</td><td>1/4</td></tr><tr><td>不動産取得税</td><td>1/2</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>		免除率			1年次	2年次	3年次	事業税	1/2	1/2	1/2	不動産取得税	移転型 10/10	－	－		拡充型 9/10	－	－		免除率			1年次	2年次	3年次	事業税	1/4	1/4	1/4	不動産取得税	1/2	－	－	＜不動産取得税＞ 事務所等の新増設に係る家屋及びその敷地を含む一団の土地（事業活動が一区画を占めて継続的に行われる事務所等の敷地）の取得に対する課税免除
	免除率																																																								
	1年次	2年次	3年次																																																						
事業税	1/2	1/4	1/8																																																						
不動産取得税	9/10	－	－																																																						
県が課する固定資産税	9/10	3/4	2/4																																																						
	免除率																																																								
	1年次	2年次	3年次																																																						
事業税	1/2	1/2	1/2																																																						
不動産取得税	移転型 10/10	－	－																																																						
	拡充型 9/10	－	－																																																						
	免除率																																																								
	1年次	2年次	3年次																																																						
事業税	1/4	1/4	1/4																																																						
不動産取得税	1/2	－	－																																																						
適 用 期 限	令和9年（2027年）3月31日まで	令和9年（2027年）3月31日まで	令和8年（2026年）3月31日まで	令和9年（2027年）3月31日まで																																																					
申 告 期 限	＜事業税＞ ・法人事業税は原則事業年度終了の日から2月以内 ・個人事業税は当該年の3月15日 ＜不動産取得税＞ 対象事業の用に供する土地、家屋の取得について、それぞれ取得した日から60日以内 ＜県が課する固定資産税＞ 対象設備である償却資産を事業の用に供した日の属する年の翌年の1月31日			－																																																					

○ 特別措置に関する問合せ先（書類提出先）

県税事務所	担当課	税目	電話番号	県税事務所	担当課	税目	電話番号
水戸県税事務所	課税第一課	事業税（法人・個人）	029-221-4800	土浦県税事務所	課税第一課	事業税（法人・個人）	029-822-7212
	課税第二課	不動産取得税	029-221-4820		課税第二課	不動産取得税	029-822-7216
常陸太田県税事務所	課税第一課	事業税（法人・個人）	0294-80-3311	土浦県税事務所 稲敷支所		事業税（法人・個人）	029-892-6111
	課税第二課	不動産取得税	0294-80-3312		課税第一課	事業税（法人・個人）	0296-24-9192
常陸太田県税事務所 高萩支所		事業税（法人・個人）	0293-22-2019	筑西県税事務所	課税第二課	不動産取得税	0296-24-9197
	課税第一課	事業税（法人・個人）	0299-72-0483		課税第二課	事業税（法人・個人）	0280-87-1120
行方県税事務所		事業税（法人・個人）	0299-72-0483	筑西県税事務所 境支所		事業税（法人・個人）	0280-87-1120
	課税第二課	不動産取得税	0299-72-0773				

- ※ 不動産取得税は、取得した不動産の所在地を管轄する県税事務所へお問い合わせ願います。
- 制度全般、その他の問合せ先 茨城県総務部税務課賦課グループ 電話 029-301-2429（直通）
- 茨城県税務課ホームページ「県税のホームページへようこそ」 <https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/zeimu.html>
- ※ 次のURLから各種申請・届出様式をダウンロードすることができます。 <https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/tax/index.html>

新入社員研修で感じた「今どきの若者」の傾向と対策

株式会社ジェイック HRドクター編集長 古庄 拓

私が所属するジェイックでは、毎年数百人を超える各社の新入社員に研修を実施しています。その中で感じた「今どきの若者」の傾向と対策のヒントを紹介しますので、20代の新人や従業員が在籍している、または採用を検討している企業の方は、ぜひご一読ください。

まず感じるのは、会社へのロイヤリティーの低下です。終身雇用と年功序列が崩れ、転職が当たり前となった中で、会社は「報酬をもらい成長するための場」であり、「一生この会社にいる」という考えは少数派です。「すぐ辞めたい」「全力を出さない」という意味ではなく、「成長できるか?」「時間・苦勞と報酬が見合っているか?」を冷静に見ているということです。今の若手社員は、日本経済に右肩上がりの希望が少ないからこ

そ、安定志向が強くなっています。ただし、「安定」の定義が昔と変わっています。彼らが望む安定とは自分の市場価値が高まることを意味し、成長意欲と結びついています。会社の安定や業績、今の待遇よりも「自分が成長できるか」「市場で通用するスキルが身につくか」「待遇や年収が将来どうなるか」という見込みを大切に行っているのが、指導や採用時には「この仕事でどんなスキルが身につくか」「市場でどう通用するのか」を明確に伝えることが有効です。例えば、「資格とこの経験を積みば市場価値が高まる」といった形で、経験と成長が「武器」になることを伝え、意欲や定着率の向上につながります。

次に、積極的な対人関係には慣れていないが、人間関係を拒むわけではないことで、時代の変化に伴って、「文句を言わずに言うことを聞け」「年上だから敬意を払え」といった人間関係は明確に嫌われます。またコロナ禍の影響で、リアルコミュニケーションの機会が減り、上司や先輩に自分から話しかける若者は減っています。一方で、自己成長(≡安定)のためにダメ出しやフィードバックで関わってくれる上司や先輩は、若手に望まれています。大切なのは上から目線ではなく、対話の姿勢でフィードバックを行うことです。「ここは○○○だから、こうした方が良い」と理由と修正点を伝え「なぜそうしたか?」など相手の気持ちを聞く、寄り添う一言を添えるとういでしょう。

また、「タイパ(タイムパフォーマンス)」志向であることも忘れてはいけません。YouTubeやSNS、生成AI等で(彼らの主観では)効率的な情報取得に慣れており、時間の無駄を避ける傾向にあります。したがって、「私が若いころは……」「今は楽になったけど……」等の長々しい説教やフィードバックは逆効果です。気持ちに寄り添う一言を添えつつも、合理的かつ端的に伝えることが重要です。

今の若手社員は、「帰属意識」や「上下関係」を重要されると思われ、個として尊重されれば進んで関わろうとします。誠実で筋が通った説明にはきちんと応えてくれます。「うちの会社はこうだから」「昔はこうだった」等の

説明では動かないのも彼らの真面目さです。育てる覚悟と向き合う姿勢があれば、きっと応えてくれるでしょう。

【筆者紹介】

古庄 拓

(ふるしょう・たく)



1983年生まれ。慶應義塾大学卒業後、株式会社ジェイックに入社。社員研修やリーダー研修、新卒採用など、複数のサービスや事業の立ち上げを担当し、執行役員・取締役等を歴任。現在は、採用と社員教育の情報を発信するメディア「HRドクター」編集長として知識・ノウハウを発信している。

— 新会員ご紹介 —

新規加入会員をご紹介します。(加入期間 令和7年1月1日～令和7年7月31日)

* 印は賛助会員

法 人 名	代表者名	業 種	所 在 地	電 話 番 号
ひたちなか地区会				
* 西 澤 造 園	西澤 俊哉	造園業	ひたちなか市佐和1497-5	029-212-9208
(株) A d v a n t a g e	宮田千賀子	イベント・サービス業	ひたちなか市新光町38	090-4975-2241
日 本 ア ー ル エ ス ナ イ ン (株)	大内 真輔	製造販売業	ひたちなか市新光町38	050-5434-6237
M A C H I Y A (同)	武藤 周多	飲食業	ひたちなか市勝田中央3-11 三河ビルディング1F	029-229-2442
那珂地区会				
(有) 石 川 建 装	石川 浩一	建設業	那珂市菅谷108-5	090-6498-7091
東海地区会				
(株) マ ル マ ス	舩井 和久	不動産業	那珂郡東海村舟石川843-1	029-229-2112
東 興 機 械 工 業 (株) 東海事業所	相澤 祐一	機械設備業	那珂郡東海村白方1-1	029-282-1431
(株) 心 制 電	大津 忠則	電気工事業	那珂郡東海村須和間174-122	090-2639-9359
大子地区会				
(有) 吉成理容・美容総合研究所	吉成 強	理・美容業	久慈郡大子町池田2640-1	0295-72-3808
(株) T E E - F A C T O R Y	高村 和成	清掃業	久慈郡大子町袋田2247-5	0295-72-5311
(有) 鈴 木 木 材	鈴木 五一	林業	久慈郡大子町上野宮1911	0295-77-0554

* 賛助会員



代表 齊藤 高志 所長
住所 那珂郡東海村白方1-1
電話 029-282-1431

この度、入会させていただきました 東興機械工業株式会社 東海事業所です。

1969年創業以来、機器メンテナンス専門業者として原子力施設を主体として業務に取り組んできました。また、原子力施設のメンテナンスで培った技術を、一般産業施設の工事にも活かし、幅広く業務を遂行しています。年々、高度となるお客様からの要求に応え、誇りを持って仕事の向き合うことが出来るよう、若手社員への技能伝承をすすめ、社内・外での教育を充実させるほか、資格取得も推し進め、知識と技能を兼ね備えた社員の育成に力を入れているところです。

地域から信頼され求められる企業として認められるよう努力してまいりますので、皆様のご支援ご指導をお願い致します。

会員紹介 2

東興機械工業株式会社
東海事業所

???? 7つの間違い探し? ???? ?



【作者紹介】

神谷一郎（かみや・いちろう）

右の絵と左の絵に7つの相違点があります。見つかったらご応募下さい。

応募者の中から抽選により地域特産品を進呈いたします。

応募方法

- 1.官製はがき又はメール、FAXにより、事業所名、住所、担当者、電話番号（連絡先）及び回答を記入し応募して下さい。
- 2.応募先:〒313-0061 常陸太田市中城町3210 商工会館別館
一般社団法人太田法人会
TEL 0294-73-0267 FAX 0294-73-0679 E-mail:info@ohta-houjinkai.com
- 3.締切り:10月31日必着 4.発表:法人会ホームページ <https://ohta-houjinkai.com>

※当選者は、本会会員に限らせていただきますので、ご了承下さい。

経営者の安心を より確かなものに 変えていきたい。

日本の会社の99%を占める中小企業。

経営者の悩みはそれぞれ異なり、多種多様。

社長ひとりで、社内のリソースで、解決するには難しいことがあります。

大同生命は保険だけでなく、あらゆる場面で経営者のお役に立てるよう、さまざまなプログラムやサービスをお届けしてきました。

これまで半世紀に渡り中小企業と向き合い、

ともに歩んできたからこそできる支援をここに。

保険とともに全力で経営者のみなさまをサポートしていきます。

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

経営支援

サステナビリティ経営支援
健康経営®支援
人材採用・育成支援
災害時の安否確認
情報セキュリティ対策支援
など

病気・入院等で
働けなくなった場合の保障
お亡くなりになった場合の保障
勇退される場合のそなえ
など

経営者保障

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

その安心で、企業とともに未来をつくる。

DJIDO 大同生命保険株式会社

水戸支社/茨城県水戸市桜川1-1-25(大同生命水戸ビル3F) TEL 029-221-2881

CM特設サイトはこちら





Business Guard



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災(業務災害総合保険)

個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応

情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)

初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える

スマートプロテクト(総合事業者保険)

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える

MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)

海外進出企業向けサポートプラン

WorldRisk

地域社会に貢献する

ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)

会社で入る医療補償

ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)

企業向け第三者賠償責任保険

ALL STARS(事業賠償・費用総合保険)

火災と地震災害に備える

プロパティガード+企業地震保険

企業財産保険
財物損害補償特約
地震・噴火危険補償特約

AIG損害保険株式会社

URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

茨城支店

〒310-0805 水戸市中央2-6-29 AIG水戸ビル

TEL.029-224-5505 FAX.029-227-1510

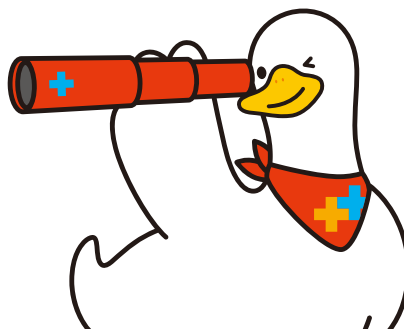
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2022年2月時点の内容です。(22-073003)

資産形成と保障のハイブリッド



見通しのきかない未来に、
堅実で柔軟な安心を。



特長1

増やす

将来に向けた資金を確実に増やすことができます。



保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回りますのでご注意ください。

特長2

備える

万が一のときの死亡保障に加え、
介護保障にも備えられます。

※40歳未満は、介護保険金の支払対象外です。

選ぶ

将来、必要な保障にあわせて
ご希望のコースを選択できます

介護

死亡

医療

年金

※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

無告知で

加入時も、将来コースを選択する際も、
健康状態に関する告知は不要です

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中の場合はお申込みいただけません(加入後に同様の状態に該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません)。

引受保険会社

Aflac
アフラック

水戸支社 〒310-0026 茨城県水戸市東町1-2-4 水戸東町第一生命ビル 3F

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

